

平成24年度備南水道企業団入札契約制度改正について

平成24年6月1日

備南水道企業団の入札契約制度について次のとおり改正します。

1 建設工事における最低制限価格基準率の算定方法の見直しについて

(1) 改正内容

予定価格2億円未満の建設工事について、最低制限価格基準率の算定方法を次のとおり変更します。

最低制限価格基準率＝

$(\text{直接工事費} \times 0.95 + \text{共通仮設費} \times 0.9 + \text{現場管理費} \times 0.8 + \text{一般管理費} \times 0.3) \div \text{工事価格}$

(2) 施行年月日

平成24年6月1日以降公告（指名通知を含む。）分から

2 建設コンサルタント業務等における最低制限価格基準率の変更について

(1) 改正内容

次の対象業務の最低制限価格基準率について、業種を問わず一律で0.65とします。

(2) 対象業務

ア 測量業務

イ 建設コンサルタント業務

ウ 地質調査業務

エ 補償コンサルタント業務

オ 漏水調査業務

カ 前各号に掲げるもののほか、備南水道企業団企業長が適当と認める業務

(3) 施行年月日

平成24年6月1日以降指名通知分から

3 高落札率入札調査制度の改正について

(1) 改正内容

建設工事及び建設コンサルタント業務等（２（２）対象業務と同じ。）について、落札率 95%以下の場合でも必要に応じて調査ができることとします。

(2) 施行年月日

平成 24 年 6 月 1 日以降公告（指名通知を含む。）分から

4 入札時の積算内訳書の提出について

(1) 改正内容

予定価格 6,000 万円以上の建設工事（随意契約を除く。）について、落札候補者は一般競争入札参加資格審査申請時に積算内訳書の提出が必要になります。

(2) 施行年月日

平成 24 年 6 月 1 日以降公告分から

5 水道配水用ポリエチレン管施工技術講習会受講者の配置について

平成 24 年 10 月 1 日以降に公告（指名通知を含む。）する水道配水用ポリエチレン管・継手を使用した配水管布設工事については、社団法人日本水道協会岡山県支部の配水管技士登録簿に登録された者（配水管技士）又は社団法人日本水道協会の配水管技能者名簿（一般、耐震又は大口径管）に登録された者（配水管技能者）が配水用ポリエチレンパイプシステム協会実施の施工技術講習を受講し、受講証を取得していることが必要となります。

また、平成 25 年 6 月 1 日以降に公告（指名通知を含む。）する送・配水管布設工事については、配水管技能者（耐震又は大口径管）の配置が義務づけられます。そのため、水道配水用ポリエチレン管・継手を使用した配水管布設工事については、配水管技能者（耐震又は大口径管）が同施工技術講習を受講し、受講証を取得していることが必要となります。